

総務協議会協議事項

〔 日時 令和5年3月20日(月)
議会運営委員会終了後
場所 第一委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市中心市街地まちづくりビジョン2023について
- 2 令和4年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 3 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

八戸市中心市街地まちづくりビジョン2023について

1. パブリックコメントの実施について

令和5年度に策定予定の第4期八戸市中心市街地活性化基本計画の基礎とするとともに、おおむね向こう10年間の中心市街地における官民のまちづくりの指針とする「八戸市中心市街地まちづくりビジョン（案）」について、パブリックコメントを実施したところ、下記のとおり意見があり、一部反映させた上でビジョンを策定することとする。

- (1) 実施期間：令和5年2月16日（木）～3月10日（金）
- (2) 意見数：26件（提出者9名）

※このほか、八戸市中心市街地活性化協議会の構成員7者より12件意見を受理。

2. 寄せられた意見（主なもの）

- ①今後、居住人口が増えてくる場合に、区域内に小中学校が存在しないことは子育て世代の負担となる。中心街への学校の移設や移動手段の確保など、学びや子育ての環境づくりが必要である。あわせて、大学や専門学校のキャンパス誘致も必要である。
- ②市民は必ずしも消費者やサービスを受ける受動的な立場だけでなく、中心街のまちづくりに携わりたいという意識も感じる。ビジョンの中に、そうした活動を拾うポイントが必要である。
- ③食やナイトマーケットを推進するために、夜間における魅力創出や利用促進の方向性を示してはどうか。
- ④ビジョン終了時（10年後）の理想像や目指すべき姿の「絵」が欲しい。
- ⑤まちづくりの人材育成を担う主体を明記して欲しい。
- ⑥観光客を含めた交流・関係人口を増加させ、経済を活性化させていく方向性で進むべき。
- ⑦理念に加え、それを現実化する体制が必要であり、若手住民による意見や活動を取り入れることが必要である。
- ⑧売市第三地区は中心市街地活性化には欠かせないエリアである。

3. 意見の反映について

ビジョン（案）の字句等を3か所加筆修正したほか、寄せられた意見は、来年度策定する「第4期中心市街地活性化基本計画」や「八戸市中心街ストリートデザインビジョン」等、今後の取組の参考とする。

4. ビジョンの公表について

- 3月中に、策定したビジョン並びに寄せられた意見と対応方針について、市ホームページで公表する。
- 来年度にはビジョンの概要版を作成するなどし、市民をはじめ多様な主体とのビジョンの共有を図る。

令和4年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和5年3月31日

◎ 一般会計補正予算

1 歳入	150,000千円
(1) 市税	200,000
(2) 地方譲与税・交付金等	50,000
(3) 地方交付税	100,000
(4) 市債	△200,000
2 歳出	150,000千円
(1) 職員の退職手当	50,000
(2) 財政調整基金等積立金	100,000

※なお、今後、市債の決定等により金額に変動が生じることから、最終的にそれらの状況を見ながら調整を行い、専決処分するものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

処分予定年月日 令和5年3月31日

1 改正の理由

令和5年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

(1) 肉用牛の売却による農業所得について市民税所得割を免除する課税特例の適用期限を3年延長するもの。(附則第6条関係)

適用期限	現 行	改 正 後
	昭和57年度から令和6年度まで	昭和57年度から令和9年度まで

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得(※)について税率を軽減する課税特例の適用期限を3年延長するもの。(附則第15条の2関係)

適用期限	現 行	改 正 後
	昭和63年度から令和5年度まで	昭和63年度から令和8年度まで

※譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等の資産を譲渡した場合の所得

《固定資産税》

(3) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)による固定資産税額を減額する措置について、条例で定める割合を次のとおり定めるとともに、本特例の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するもの。(附則第8条の2、第8条の3関係)

対象資産	条例で定める割合
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	1/3

【特例の概要】

一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を条例で定める割合で減額する。(上限は1戸あたり100㎡相当分)

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後 20 年以上が経過している 10 戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に 1 回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

《軽自動車税》

(4)種別割のグリーン化特例（軽課）（※）について、適用期限を 3 年（25%軽減の対象については 2 年）延長するもの。（附則第 14 条関係）

	現 行	改 正 後
適用期限	令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 8 年 3 月 31 日まで (25%軽減は令和 7 年 3 月 31 日まで)

※排出ガス低減性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を取得した翌年度分の種別割の税率を軽減する制度。

《その他》

条項ずれ、その他所要の改正を行う。

3 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日